

社会福祉法人富谷市社会福祉協議会フードバンク協定事業運営実施要項

第1 目的

社会福祉法人富谷市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、生活協同連合会コープ東北サンネット事業連合と締結したコープフードバンク協定及び本事業に賛同し寄託された食品等を福祉的ニーズのある個人・団体等へ提供し、生活困窮世帯の自立更生及び地域住民の福祉向上に資することを目的にフードバンク協定事業を実施する。

第2 協力機関等

1 事業実施協力機関

1) 富谷市民生委員児童委員協議会（民生委員児童委員）

2 食品等寄託機関

1) 生活協同連合会コープ東北サンネット事業連合

（富谷市ひより台2-1-8）

2) 本事業に賛同し食品等を寄託する個人・団体・企業等

第3 食品等提供対象（福祉的ニーズ対象者）

1 生活困窮により食品等の確保が困難な世帯

1) 生活相談事業等の相談を通じ、必要と判断した場合

2) 民生委員児童委員からの申し出により、必要と判断した場合

3) その他関係機関からの申し出により、会長が必要と認めた場合

2 その他会長が特に必要と認めた世帯

第4 実施運営方法

1 食品等の確保

1) コープフードバンク協定に基づき必要に応じて確保する（定期確保）

2) 本事業に賛同し寄託された食品等（随時確保）

3) 本事業に寄託された食品等は、通常の寄付物品処理とは別に取り扱う

2 食品等の保管管理

1) 寄託された食品等は社協事務所倉庫に保管場を設け保管する又は生活協同連合会コープ東北サンネット事業連合にその都度提供をいただくものとする

3 食品等の提供方法

- 1) 個人（世帯）への食品等の提供は、民生委員児童委員経由からの事案に関しては、民生委員児童委員より行い、その他社協経由または緊急性があると判断した場合は、社協または関係機関より直接提供する。
- 2) 個人（世帯）への食品等の提供は、原則として、1回につき3日分程度の供給とし、年3回までの供給を限度とする。
- 3) 事業に対する食品等の提供は、直接、事業実施者に提供する。

4 記録・報告等

- 1) 寄託された食品等は、その都度、その内容を記録する。
- 2) 食品等の提供を行う場合は、その都度、提供先及び提供食品等の内容について記録する。
- 3) コープフードバンクから寄託された食品等を提供した場合は、その都度、生活協同連合会コープ東北サンネット事業連合が定める報告書を作成し報告を行う。
- 4) 必要に応じて、ケース記録を作成し、自立更生の状況の把握に努める。

第5 その他

- 1 本事業の所掌は、社会福祉法人富谷市社会福祉協議会とする。
- 2 この要綱に定めのない事項は、必要に応じ生活協同連合会コープ東北サンネット事業連合と協議し、会長において決定する。

附則 この要綱は、平成28年8月1日より施行する。